

令和5年度行政運営方針（具体的な取組事項）

1 長時間労働の抑制

（1）生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

令和5年度も、監督署の「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催、中小規模の事業場への個別訪問により、改正された労働基準法などの周知等、きめ細やかな支援を行います。

また、労働時間短縮、勤務間インターバル制度の導入、年次有給休暇の取得促進に取り組む事業主に対しては、「働き方改革推進支援助成金」の活用を勧奨し、「ぎふ働き方改革推進支援センター」の専門家等がその取組を支援します。

さらに、誰もがはつらつと働くことができる職場づくりを目指し、労使がともに取り組む「新はつらつ職場づくり宣言」事業を引き続き推進します。

（2）自動車運送業、建設業における労働時間短縮等に向けた支援

自動車運転者や建設業については、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用となることを踏まえ、説明会等において周知を行うとともに、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金（働き方改革推進支援助成金）の活用を促進し、支援を行います。また自動車運送業に対しては、令和4年12月に改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）についても、説明会等において丁寧に周知を行います。

トラック運送業における長時間の恒常的な荷待ち時間の解消に向けて、監督署から荷主に対して、荷待ち時間等についての配慮を要請するとともに、「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」の利用勧奨などを行います。

（3）長時間労働の是正

時間外・休日労働時間数が月80時間を超えている疑いがある事業場や過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を実施します。

2 労働条件の確保・改善対策

（1）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適切な労務管理のための啓発指導等

新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等に関する情報収

集及び関係部局と連携を図り、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による企業活動の縮小等に伴う相談には、「新型コロナウイルスに関する Q&A」や各種支援策のパンフレット等を活用し、適切に対応していきます。

## (2) 法定労働条件の確保・改善

事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制を確立、定着させ法定労働条件を確保します。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知徹底を図り、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導します。

重大又は悪質な事案に対しては司法処分も含めて厳正に対処します。

## (3) 特定分野における労働条件の確保

技能実習生等の外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者及び介護労働者の法定労働条件の確保のため、引き続き関係機関と連携して、労働基準関係法令の周知等を図るとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導などを実施します。

## (4) 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

「労災かくし」の排除を期すため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処します。

## 3 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止計画で定められています。

以下の労働災害防止対策及び労働者の健康確保対策、化学物質等による健康障害防止対策等に取り組みます。

- ① 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発等
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ④ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑤ 業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業）
- ⑥ 労働者の健康確保対策の推進
  - ア メンタルヘルス対策及び過重労働対策等
  - イ 産業保健活動の推進
- ⑦ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

#### 4 労災保険給付の迅速・公正な処理

労災保険給付の請求については、標準処理期間内に完結する迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた公正な認定に万全を期します。

また、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となること等について積極的に周知を行います。

#### 5 総合的なハラスメント対策の推進

職場におけるハラスメント撲滅に向け、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に周知啓発を行います。